

試掘調査・発掘調査実施承諾書

埋蔵文化財包蔵地開発行為事前協議書に基づき、下記の土木工事等を行おうとする土地の試掘調査・発掘調査の実施に関して、以下の事項を承諾いたします。

記

1. 試掘調査により文化財の所在が確認された場合は、速やかに富士見市教育委員会と協議の上、文化財の保存対策を講ずる。
2. 埋戻しは掘削土をそのまま用いて行う。掘削に重機を用いた場合、転圧は掘削に使用した重機のキャタピラーで行うものとする。
3. 試掘調査・発掘調査が終了した後の土地の形状の変化及びそれに起因する現象について、富士見市教育委員会は一切の責を負わない。
4. 上記事項について協議が必要な場合は、試掘調査開始予定日前までに富士見市教育委員会に連絡して協議をするものとする。

〈土木工事等を行おうとする土地の所在地〉

富士見市 _____

令和 年 月 日

試掘調査・発掘調査依頼者

住 所（または機関の所在地）

氏 名（または機関の名称および代表者名）

_____ ⑩

（あて先）富士見市教育委員会教育長